

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正に係る検討状況について

資 料 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正に係る検討状況について

参考資料 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について
皆様の御意見を募集します

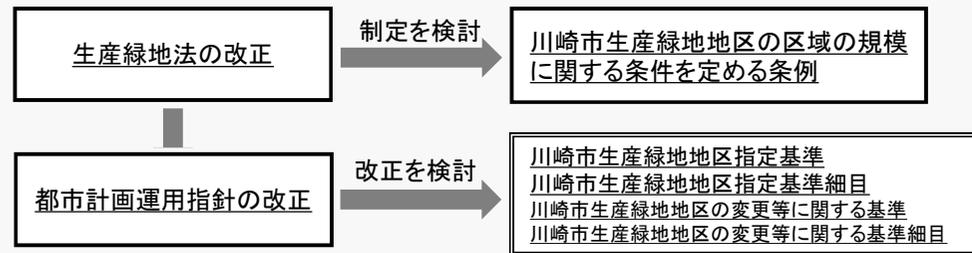
経済労働局

平成29年11月24日

1. 指定基準の改正の必要性

「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)の改正に伴い、市町村は必要があると認めるときは、生産緑地地区の面積要件を300㎡以上の範囲内において条例で定める面積とすることができるようになりました。それに伴い「都市計画運用指針」(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)が改正されています。

都市化が進展する本市において、生産緑地地区の指定により都市農地の保全を図るため、条例制定を検討するとともに、「都市計画運用指針」の改正に対応した「川崎市生産緑地地区の指定基準」(平成元年6月1日付け1川経農地第65号)等の改正を検討する必要があります。



2. 「都市計画運用指針」の主な改正内容

(1) 再び営農が継続されることが確認された農地の取り扱いについて

「将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能である。」とされた。

(2) 生産緑地に指定できる一団の農地の捉え方について

「物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能である。この場合、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100㎡程度を下限とし、地域の実情に応じ、適宜判断することが望ましい。」とされた。

3. 都市計画運用指針の改正に対する本市の考え方

都市化が進展し、農地の減少が続く状況において、都市農地の保全を図り、良好な都市環境を形成していくため、可能な限り多くの生産緑地地区を指定できるよう、関係基準を見直します。

4. 川崎市生産緑地地区指定基準等の見直し案

- (1) 農地法による届出後の状況等の変化により、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等に、生産緑地地区に定めることを可能とする改正
- (2) 物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合、一団の農地等として生産緑地地区に定めることを可能とする改正

※その他、関係例規等との整合を図り、所要の文言の整理を行います。

5. 改正の効果

○ 面積増加(見込み)

およそ1.6ヘクタール

(川崎市農業実態調査 速報 H29.9)

6. 今後のスケジュール案

- ・パブリックコメント 平成29年11月27日から12月26日まで
- ・川崎市生産緑地地区指定基準等の施行 平成30年4月1日

**生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について
皆様の御意見を募集します**

「生産緑地法」（昭和49年法律第68号）の改正に合わせて、国土交通省により都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）の改正が行われました。

つきましては、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の指定基準等の見直し案を取りまとめましたので、今後、指定基準等を改正するにあたり、市民の皆様の御意見を募集します。

1 指定基準の改正時期

平成30年4月1日（予定）

2 改正を検討する指定基準等と主な内容

「川崎市生産緑地地区指定基準」

「川崎市生産緑地地区指定基準細目」

「川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準」

「川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準細目」

- ・農地法による届出後の状況等の変化により、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等に、生産緑地地区に定めることを可能とする改正
- ・物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合、一団の農地等として生産緑地地区に定めることを可能とする改正
- ・その他、関係例規等との整合を図り、所要の文言の整理を行います。

3 意見の募集期間

平成29年11月27日（月）から12月26日（火）まで【30日間】

※郵送の場合、12月26日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

4 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」から御覧いただけます。

5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

- 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- 電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

7 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

電話044-860-2461 FAX044-860-2464

意見書

題名	生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正 についての意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課		
電話番号	044-860-2461	FAX番号	044-860-2464
住所	〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7		